

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会運営委員会規約（案）

（設置）

第1条 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱（平成19年 月 日施行）第15条に規定する運営委員会を設置する。

（名称）

第2条 本会は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会運営委員会（以下「運営委員会」と称する）という。

（目的）

第3条 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会（以下「協議会」と称する）の円滑な運営に資することを目的とする。

（運営委員会所掌事務）

第4条 運営委員会は次に掲げる事務を行う。

- (1) 協議会の議事に関すること
- (2) 自然再生事業の具体的内容等に関わる事前協議
- (3) その他

（委員）

第5条 運営委員は、協議会委員から選出する。

- 2 運営委員の任期は、協議会委員の任期と同一とする。ただし、任期経過後、新たな委員が決定するまでの間は、会長が必要と認めた場合、当該任期の終了した委員がその職務を行うことができるものとする。

（会長）

第6条 運営委員会に会長を1名置く。会長は、協議会会長とする。

- 2 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長が指名した運営委員が会長の職務を代理する。
- 4 任期経過後、後任の会長が決定するまでは、その職務を継続する。

（運営委員会）

第7条 運営委員会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 運営委員会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 運営委員会は、原則公開とする。

(報告)

第8条 運営委員会の内容は、協議会へ報告する。

(事務局)

第9条 運営委員会の事務を処理するため、国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所に事務局を置く。

(規約改正)

第10条 この規約を改正する必要があると認めるときは、協議会の合意を得てこれを行うことができる。

(雑則)

第11条 この規約の定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮って定める。

附則

1. この規約は平成19年 月 日から施行する。